

# 所得税の確定申告・住民税申告

## 所得税の確定申告

確定申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

今年の確定申告では、確定申告書Aが廃止となり、確定申告書A、Bが一体化されました。

**期間** 2月16日(木)～3月15日(水)

**場所** 滝川税務署、住民課町税G

## 電子申告 (e-Tax)

マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して提出できます。

また、お持ちでない方でも、事前に税務署で手続きすれば「e-Tax」を利用できます。

## 滝川税務署申告・相談受付時間

- ・ 申告受付 平日午前9時～午後4時
- ・ 相談受付 平日午前9時～午後4時

※税務署での相談には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、

当日会場で配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行することができます。また、混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。



△国税庁公式LINE

## 住民税(町道民税)申告

確定申告が不要でも、住民税申告が必要な場合がありますので、住民課窓口で相談に対応します。3月15日(水)までに、役場1階の住民課町税Gにお越しください。

**対象** 令和5年1月1日時点で本町に住所のある方

**期間** 2月16日(木)～3月15日(水)

## 申告先 住民課町税G

## 申告が必要な方

▽前年中に所得がなく、次の要件に該当する方

・ 所得証明書や課税証明書などの交付が必要な方

・ 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方

・ 同一世帯内に、後期高齢者医療保険の加入者がいる方

・ 児童扶養手当の認定を受ける方

・ 保育料の決定を受ける方

・ 65歳以上の方で、介護保険料において町道民税非課税世帯の減免を受ける方

・ 国民年金保険料の免除などの申請をされる方

▽新たに住民税の各種控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除など)を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

▽公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で、各種控除が反映されていない方。

## 申告に必要なもの

・ 収入が分かる書類(源泉徴収票など)

・ 控除が分かる書類(各種保険料控

除証明書、社会保険料納付額証明書、医療費明細書など)

・ マイナンバーカード など

## ○マイナンバー

申告の際、マイナンバーの記載と

本人確認のため、次のいずれかの原本提示または写しの提出が必要となります。

・ マイナンバーカード

・ マイナンバー通知カードと身元確認書(運転免許証など)

## ○申告が不要な方

・ 所得税の確定申告をする方

・ 給与所得のみを1カ所の事業所から受け、年末調整を済ませた方

・ 公的年金所得のみの方で、年金支払団体に申告をした各種控除に変更のない方

